報

毎週

(金曜日)



次

目

示

告

示

公

道路の供用開始 道路の区域変更

指定管理者の指定

指定管理者の指定

指定管理者の指定

指定管理者の指定

指定管理者の指定

県営土地改良事業の変更計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

指定管理者の指定

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る

あっせん員候補者の指名、職業等 委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

公共測量の終了

指定管理者の指定

指定管理者の指定

岐

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(新産業・エネルギー 振興課 (商業・金融課

> 二九 六

類の道 種路

(商工政策課 (健康福祉政策課 (環境企画課 (地域スポーツ課)

二

六 六

地域産 (農 地 (航空宇宙産業課 業課 二九

整 備課) 二九 二九

地 課 ₹

県道

術 市 検 公 . 查 課 課

技 角

都

出 納 管 理課) Ξ

(労働委員会事務局)

≣

告

示

平

成三十年

月

+

九

日

金曜日

第

千

九

百

+

四

号

路 維 持 課) <u>ー</u>ベ 五シッ

岐阜県告示第十六号

六

同 道

次のように変更したので告示する。 **道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を**

課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年一月十九日

二七

岐阜県知事 古 田

高。	路 線 名
番四地先から高山市花里町五丁目二三	区間
前	別前変区 後更域
<u></u> <u></u> = 	ル (メート ト
三三三	ル (メート 長
•	備考
	る場合の

岐阜県告示第十七号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、 その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年一月十九日

発行

国一 道般

号音 六 十

九番一地先から中津川市阿木字小屋場七六二

〇同 番 一

地先まで市中津川字餅穴三八五

등平 ∴成

章平 ●成 亭

類の道 種路

路 線 名

X

間

類の道 種路

路

線 名

X

閰

ル₍)延 イ ト長

の 期

日

ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

供用開始

岐阜県告示第十八号

用を開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

類の道

岐

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

ji		類の道 種路
	東	路 線
**	泉	名
飯盛山三番二一地先同の郡同の町同の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の町の	から 下ノ河原二六〇番ー 揖斐郡揖斐川町西津	区
地 先 ま で字	地汲 先字	間
後	前	別前変区 後更域
三 三 三 五	三章	ル (メート ト
六亭三	三八章 三	ル (メート 長
		備
		考

ų i		類の道 種路
	Щ	路
巣	.東 泉	線 名
飯盛山三番二一地先まで 同 郡同 町同 字	から 下ノ河原二六〇番一地 揖斐郡揖斐川町西津汲字	区間
で字	先学	
後	前	別前変区 後更域
	三	ル (
六章 三	三二二三	ル (メート 長
		備
		考

平成三十年一月十九日

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

用を開始するので告示する

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

岐阜県告示第十九号

岐阜県知事
古
田
警

	完 道	親の追
:	坂福	路
	下岡	線
	線	名
五番一三地先まで	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区間
	0 •041	ル (延 (メー ト長
-	平 • 成 •	の期日
	三平 成 元	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第二十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 5 Ę

肾男矢事
걷
B
릨

ر لل	延 人 I
ŀ	-長
の 期 日	供 用 開 始
ほ示変 か年更 月の 日告	定区

類の道 種路

路 線 名

X

間

ル₍) メ ー

の

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

指定管理者の指定

ト長

供用開始 期

県道

東蛭恵 白 川川那 線

四〇番五地先地内加茂郡白川町黒川字栩木六〇

∓0

三平 ・成 ・ 元

売**平** 亭 成

亖.

	至恵
一地先地内中津川市蛭川字遠ケ根一五番	・一四地先地内中津川市蛭川字遠ケ根一五番
二 九 〇	三六0• 0
亭平 • 成 · 元	亭平 • 成 · 元
三平 成 き	╤平 成 ♣

岐阜県告示第二十一号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、 岐阜アリーナに係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二 岐阜アリー ナ条例(昭和四十

平成三十年一月十九日

年岐阜県条例第三号) 第十五条の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田

岐阜アリー ナ運営共同体 岐阜市八ツ寺町二丁目一九番地ソシアルビル山月三階

代表者 小森

構成員

ドルフィン株式会社

四十一号) 第九条の八、岐阜県長良川球技場条例 十七条の規定により公示する。 十五条及び岐阜県スポーツ科学センター条例 (平成二十八年岐阜県条例第四十八号) 定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第 る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指 (平成二年岐阜県条例第三十三号) 第

平成三十年一月十九日

指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター 内

代表者 小野木

指定の期間

岐阜県知事 古 田

公益財団法人岐阜県体育協会 孝

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

指定管理者となる団体

岐阜市大蔵台一〇番二八号

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターに係

指定管理者の指定

公

示

岐阜県知事

古

田

平成三十年一月十九日

指定管理者となる団体

岐

指定の期間 代表者 洞口

乗鞍国際観光株式会社

良三

高山市丹生川町坊方二一一九番地一

指定管理者となる団体

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

株式会社河合楽器製作所 静岡県浜松市中区寺島町二〇〇番地

指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

十三条の規定により公示する。 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ケ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)第 十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六

平成三十年一月十九日

岐阜県知事

古 田

岐阜市六条南二丁目一一番

指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書

四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設 置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条の規定により公示す

(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法

指定管理者の指定

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成三十年一月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成三十年一月十九日

古 田

建物の名称及び所在地

岐阜市西鶉一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林

指定の期間

=

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜産業会館の設置及び管理 に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第十三号)第十五条の規定により公示する。 岐阜産業会館に係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

指定管理者となる団体

号

一般財団法人岐阜産業会館

代表者 浅井 文彦

岐阜県知事

り公示する。

指定管理者となる団体

岐阜市西鶉一丁目五二番地

岐阜市鶴田町三丁目十七

外

(仮称)コーナン岐阜店

意見の概要 岐阜市長の意見

(届出事項新設) ・交通について

指定管理者の指定

百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技 **術振興センター条例 (平成十年岐阜県条例第二十号) 第十六条の規定により公示する。** 岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで 指定の期間

岐

代表者 林 正和

株式会社三和サービス

指定管理者の指定

第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜かか みがはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号)第十六条の規定によ 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

平成三十年一月十九日

指定管理者となる団体

古 田

岐阜県知事

各務原市下切町五丁目一番地

一般財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

代表者 松井孝典

= 指定の期間

平成三十年三月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

クMINO条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)第十六条の規定により公示する。 四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパー セラミックパークMINOに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

指定管理者となる団体

多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

代表者 古川 雅典

指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の

平成三十年一月十九日

岐阜県知事

古 田

施行に係る地区名 縦 覧 場 所 縦 覧 期 閰

アメリア 役 髙木
高羽板金 高羽修
日 月二十四 ク 勝志 平成二十 株式会社 代表取締
月二十四 一
日 一 一 飛驒工務 役 都竹平成二十 株式会社 代表取締
日
日会社直樹一代表取締
月十六日 後藤防水 後藤耕司
月十六日 藤幸組 谷 近藤平成二十 株式会社 代表取締
月十五日 - 長瀬水道 横山英一

	=	_	直樹	株式会社	月十一日
工事業電気及び電気通信	0 0	二八八七番地岐阜市城田寺	役 代表取締	H S u k n y t	九年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
装仕上工事業	八一般二十四	九番地の二	美 役 代表取 仁 締	ウジング ハヤシハ グ	月九平十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
電気工事業	五二般二十五五	地の二東結二四〇番安八郡安八町	古澤輝久	社 古沢電工	月九平四日十二十
建築工事業	三六四三	番六号華三丁目一三	浩 役 代 史 山岸 編	岸 オライス ト山ス	月九平四日二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
業のである。大工、屋根建築、大工、屋根	七二般二十六	〇六番地 大字丈六道二 安川郡神戸町	勝原貴志	勝原建築	月九平三十日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	_	五	秀明		日月十九九

指定管理者の指定

十七年岐阜県条例第四十一号) 第九条の八の規定により公示する。 第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例 (昭和三 平成記念公園に係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田

指定管理者となる団体

平成記念公園みらい創造グループ

代表者 関口 昌太朗

構成員

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋二六〇〇番地 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

株式会社みのかもファーマーズ倶楽部

指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務の仕様書案に

対する意見招請に関する公告

!完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。 文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務の仕様書案の作成

平成三十年一月十九日

岐阜県知事

古

田

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務 調達役務の名称及び数量

| "共

意見の提出方法

提出期限 平成30年2月9日(金)午後5時(郵送の場合は必着のこと。)

2

提出先 〒500 8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

272 1111 (内線3223)

提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) **交付期間 平成30年1月19日 (金) か5平成30年2月2日** の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで 御 までの毎日 洞

2 交付場所 2の(2)に同じ。

意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ

Summary

G 4

<u>(1</u>

Subject of the materials to be put forward for comment:

Reconstruction and maintenance administration of the documentation

and procurement system

平成三十年一月十九日発行

行行 岐 岐

発 発

所者

Deadline for the submission of amendments and additions to the 2 February 2018 (excluding weekends and national holidays) Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 19 January 2018 through Date and time for the distribution of materials for comment:

materials for comment:

3

2

5:00 p.m., 9 February 2018.

p.m., 9 February 2018.) (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

For further information, please contact:

4

Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Accounting Management Division, Treasury Bureau, Gifu Prefectural Tel: 058-272-1111 Ext.3223

により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成三十年一月十九日

労働委員会規則 (昭和二十四年中央労働委員会規則第一号) 第六十八条第一項の規定

あっせん員候補者の氏名、職業等

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢

原	福	_	河	村	柳	安	鈴	内	北	栗	
	井	柳	上	瀬	原	藤	木	藤	島	本	
正	康	Œ	智	尚	幸	Œ			あず	理	
憲	博	義	子	子	_	弘	慎	浩	あづさ	花	
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	岐阜県労働委員会委員スイトトラベル株式会社取締役社長	阜県労働委員会委員河上薬品商事株式会社専務取締役 岐	役社長(岐阜県労働委員会委員)株式会社ソフィア総合研究所代表取締	労働委員会委員 株式会社鵜飼代表取締役会長 岐阜県	事(岐阜県労働委員会委員)一般社団法人岐阜県経営者協会専務理	働委員会委員 UAゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労	岐阜県労働委員会委員川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長	県労働委員会委員 岐阜一般労働組合副執行委員長 岐阜	事務局長(岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会副	
平成二九・ 四・一一	平成二八・ 四・二二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

岐阜市薮田南二丁目一番一号

庁 県

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社